

吸收合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2020 年 4 月 1 日

森永製菓株式会社

2020年4月1日

東京都港区芝五丁目33番1号
森永製菓株式会社
代表取締役 太田 栄二郎

当社及び森永甲府フーズ株式会社（以下「甲府フーズ」といいます。）は、2019年11月8日付け吸収合併契約（以下「本吸収合併契約」といいます。）に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、当社が甲府フーズの権利義務の一切を承継する吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定により、下記の事項を開示いたします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2020年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

甲府フーズの発行済株式全部を当社が保有しておりますので、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

甲府フーズの発行済株式全部を当社が保有しておりますので、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

甲府フーズは、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

甲府フーズは、会社法第789条第2項の規定に基づき、2020年2月12日付けで、官報に公告を行うとともに、知れている債権者に対し各別の催告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収合併は会社法第796条第2項に定める簡易合併によるため、該当事項は

ありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本吸收合併は会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併によるため、該当事項はありません。なお、当社は会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2020 年 2 月 12 日付けで株主に対し電子公告を行いました。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 2 月 12 日付けで、官報及び定款所定の公告方法である電子公告により債権者に対して公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸收合併により吸收合併存続会社が吸收合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は 2020 年 4 月 1 日をもって、甲府フーズからその資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。甲府フーズから引き継いだ資産及び負債の額は、それぞれ 463 百万円（概算値）、1 百万円（概算値）です。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸收合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（吸收合併契約の内容を除く。）（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別添のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

当社は、2020 年 4 月 1 日以降、会社法第 921 条に定める吸收合併による変更登記を速やかに申請する予定です。

7. 上記のほか、吸收合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

吸收合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2020 年 2 月 12 日

森永甲府フーズ株式会社

2020年2月12日

山梨県甲府市湯田二丁目12番18号

森永甲府フーズ株式会社

代表取締役社長 嶋崎 信郎

当社は、2019年11月8日付で森永製菓株式会社（以下「森永製菓」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、森永製菓を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うこととしました。本吸収合併について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号・第3項）

当社が森永製菓の完全子会社であることから、本吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号・第4項）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号・第5項）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号・第6項）

(1) 吸収合併存続会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

森永製菓は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。

最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

② 最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

森永製菓は、森永スナック食品株式会社（以下「スナック食品」といいます。）との間で、2019年11月8日付けて、森永製菓を吸収合併存続会社、スナック食品を吸収合併消滅会社、効力発生日を2020年1月1日とする吸収合併契約を締結いたしました。

(2) 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生じる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

森永製菓の2019年3月31日現在の資産及び負債の額は、それぞれ164,770百万円及び77,729百万円であり、資産の額は負債の額を上回っております。

また、当社の2019年3月31日現在の資産及び負債の合計額は、それぞれ1,256百万円及び914百万円です。

なお、森永製菓はスナック食品を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結しておりますが、スナック食品の2019年3月31日現在の資産及び負債の合計額は、それぞれ2,890百万円及び1,343百万円です。

いずれの会社についても、本吸収合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本吸収合併後における森永製菓の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

これに加え、森永製菓の収益及びキャッシュフローの状況等に鑑みて、本吸収合併の効力発生日以降も、森永製菓の債務は履行の見込みがあると判断しております。

以上